

令和 3 年 1 月 15 日

学 生 各 位
学生課外活動団体 各位
課外活動団体顧問 各位

学生支援センター長

京都府緊急事態措置期間における課外活動等について

令和 3 年 1 月 14 日付けで京都府緊急事態措置への対応についての通知のとおり、本学では、これまで各団体が特性に応じた対策を講じ、感染防止に取り組んでいることから、緊急事態措置期間において、特に感染リスクの高い活動を避ける等の感染防止策を徹底することにより、課外活動等を禁止することはしません。

課外活動団体等においては、改めて各課外活動団体等における感染防止対策マニュアル（団体マニュアル）及び活動計画書等を見直し、必要に応じて、団体マニュアルの改訂、活動計画書の変更を行ってください。

引き続き活動する課外活動団体等においては、京都工芸繊維大学新型コロナウイルス感染症拡大予防マニュアル（大学マニュアル）及び団体マニュアルに従い、一人ひとりの自覚と責任ある行動を心掛けてください。

なお、一部の課外活動団体等において、活動時間が厳守されていないとの報告を受けております。活動時間は、平日は 19 時まで、土日祝日は 17 時までとなっております。この時間には着替え、後片付け等の時間を含みます。活動時間後は、速やかに帰宅してください。

安心・安全な課外活動等ができるよう、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

【本件問合せ先（担当）】

学生サービス課学生生活係

電話: 075-724-7144

E-mail: stu_seikatu@jim.kit.ac.jp